

令和6年集団指導

介護サービス事業者経営情報データベースシステム

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

経営情報の報告概要

◎経営情報データベースシステム

制度の趣旨

介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への**経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応**するとともに、物価等に当たり**経営影響を踏まえた的確な支援策の検討**を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設することとしたものである。

◎経営情報データベースシステム

報告スケジュール

報告の対象となる介護事業者は、**毎会計年度終了後3か月以内**に経営情報の届出を行う必要があります。

(例) 決算日：令和7年8月31日

報告期間：令和7年9月～11月30日

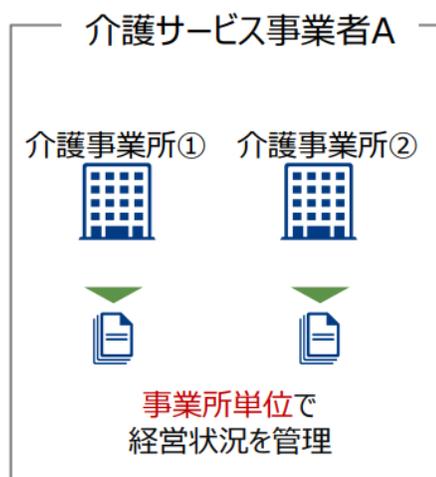
経営情報の報告単位

経営情報の報告は、原則、介護事業所・施設単位で行うものとしませんが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合は、法人単位で報告することとしても差し支えありません。

なお、介護事業所の単位とは、指定を受けたサービス種別（「訪問看護サービス事業所」「訪問入浴介護サービス事業所」「介護予防訪問入浴介護サービス事業所」等）ごとになります。

※同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所・施設となります。

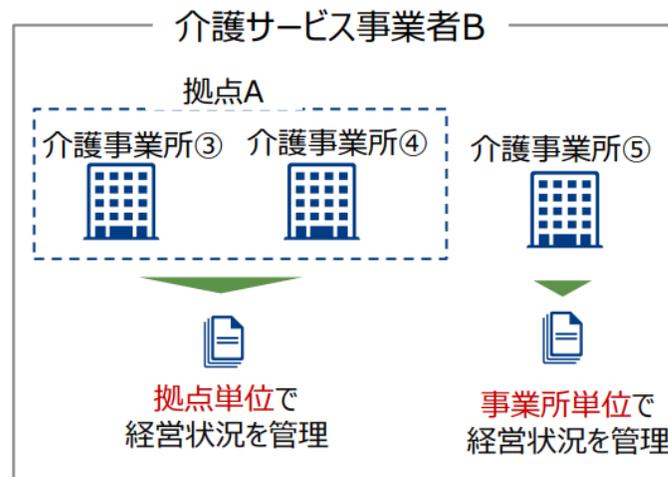
事業所単位で経営情報を管理



事業所単位で
収益・費用等のデータを登録

→介護事業所①と介護事業所②の
2つの収益・費用等のデータを登録

拠点単位及び事業所単位で経営情報を管理



拠点単位及び事業所単位で
収益・費用等のデータを登録

→拠点Aと介護事業所⑤の
2つの収益・費用等のデータを登録

法人単位で経営情報を管理



法人単位で
収益・費用等のデータを登録

→介護サービス事業者Cの
1つの収益・費用等のデータを登録

届出対象の介護サービス種類(1/2)

介護サービス事業者経営情報データベースシステム(以降「本システム」という。)で用いるサービス名を以下に示します。

本システムで用いるサービス名は、介護保険におけるいくつかのサービス名をまとめたものになっている点に注意ください。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム		介護保険の対象サービス名	備考
サービス種類コード	サービス名		
110	訪問介護	・訪問介護	
120	訪問入浴介護	・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	
130	訪問看護	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	
140	訪問リハビリテーション	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	
150	通所介護	・通所介護	
160	通所リハビリテーション	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	
170	福祉用具貸与	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与	特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売も併せて実施している場合は、それらも含む
210	短期入所生活介護	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	空床利用型を除いた事業所が対象
320	認知症対応型共同生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	
33A	有料老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち有料老人ホーム ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム	
33B	軽費老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち軽費老人ホーム ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム	
36A	有料老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち有料老人ホーム	
36B	軽費老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち軽費老人ホーム	

届出対象の介護サービス種類(2/2)

介護サービス事業者経営情報データベースシステム		介護保険の対象サービス名	備考
サービス種類コード	サービス名		
430	居宅介護支援	・居宅介護支援	
510	介護老人福祉施設	・介護福祉施設サービス	空床利用型の短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を併せて実施している場合はそれらを含む
520	介護老人保健施設	・介護保健施設サービス ・短期入所療養介護（介護保健施設） ・介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）	
540	地域密着型介護老人福祉施設	・地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	空床利用型の短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を併せて実施している場合はそれらを含む
550	介護医療院	・介護医療院サービス ・短期入所療養介護（介護医療院） ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	
710	夜間対応型訪問介護	・夜間対応型訪問介護	
720	認知症対応型通所介護	・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	
730	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	
760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
770	看護小規模多機能型居宅介護	・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	複合型サービスとは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス
780	地域密着型通所介護	・地域密着型通所介護	
310	居宅療養管理指導	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	報告対象外
33C	養護老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、 ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム	報告対象外
36C	養護老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム	報告対象外
460	介護予防支援	・介護予防支援	介護予防支援は、居宅介護支援事業所が指定を受けて実施する分(令和6年4月以降)も含め報告対象外
530	介護療養型医療施設	・介護療養型医療施設サービス ・短期入所療養介護（介護療養型医療施設） ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	介護療養型医療施設は、2024年3月31日を以て廃止のため報告対象外
A20	訪問型サービス(総合事業)	・総合事業 訪問型サービス	報告対象外
A60	通所型サービス(総合事業)	・総合事業 通所型サービス	報告対象外
A90	その他の生活支援サービス(総合事業)	・総合事業 その他の生活支援サービス	報告対象外
AF0	介護予防ケアマネジメント	・総合事業 介護予防ケアマネジメント	報告対象外

GビズIDの取得について

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおけるGビズIDについて

- 介護サービス事業者経営情報データベースシステム(以下「本システム」という。)の利用にあたっては、**GビズIDの取得が必須**です。
- GビズIDは、1つのID／パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
- 以下のGビズIDホームページのトップ画面から、**GビズIDプライム」のアカウントを作成**してください。

GビズID | Home (gbiz-id.go.jp) (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

- 本システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」です。(「GビズIDエントリー」はご利用頂けません。)
- 「GビズIDプライム」のアカウントの作成が完了したら、運用方法等を踏まえて、**必要に応じて「GビズIDメンバー」を作成**してください。(「GビズIDプライム」と「GビズIDメンバー」の割り振りや運用方法は、「本システムにおけるGビズIDの運用パターン例」のページを参照し、検討をしてください。)
- なお、GビズIDプライム又はGビズIDメンバーでログイン時には、SMS認証コードの受信・本人確認用のスマートフォンがGビズIDごとに必要となります。

本システムにおけるGビズIDの運用パターン例

- 本システムを利用するにあたり、以下のようにGビズIDを割り振り・運用するパターンが考えられます。
- パターンに応じて、適宜、GビズIDメンバーを作成して運用してください。

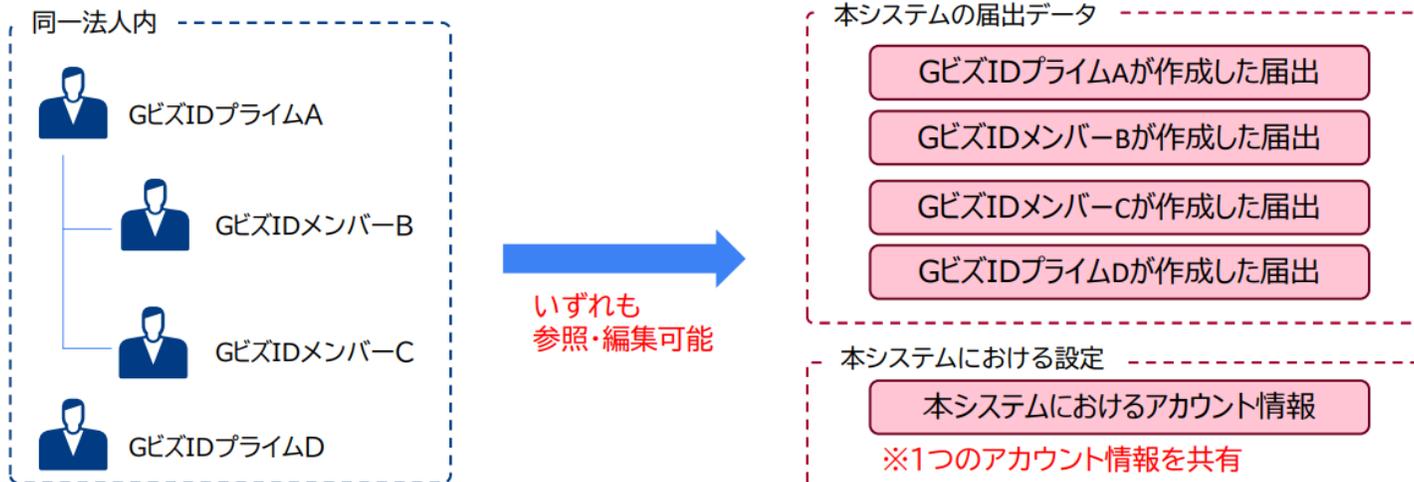


本システムにおけるGビズIDのアカウントの参照・編集範囲等

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。本システムにおけるGビズIDのアカウントの届出データ等の参照・編集範囲等を以下に示します。

アカウント種別	GビズIDプライム	GビズIDメンバー	GビズIDエントリー
参照・編集範囲	• 同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーが作成した届出データ等は、 相互に参照・編集可能 です。		※本システムの利用にあたっては使用しません
本システムにおけるアカウント情報設定	• 同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーの 本システムにおけるアカウント情報※は1つ となります。 • 何れのGビズIDでも登録・編集が可能です。		

※「アカウント情報」とは、本システム内で設定する連絡先や決算月等の情報のことです。



注意事項

本システムにおけるアカウント情報は、同一法人内（法人番号が同じ）のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーで1つの設定です。アカウント情報を登録・編集する際は、他のGビズIDにも影響がありますので法人内の責任者と調整の上で登録・編集を行ってください。

GビズIDに関連するよくある質問

・GビズIDに関する対応や操作方法は、以下のGビズIDのよくある質問等をご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

GビズID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

ログイン

[ホーム](#) > よくある質問

よくある質問

お問合せの多い内容



「GビズIDプライム登録申請書」を印刷した後、記載内容が間違っていたことに気づきました。修正したいのですが、どうしたらいいですか？



個人事業主の場合、「所在地」欄には事務所住所を入力していいですか。



GビズIDのパスワードが分からない・ロックがかかってしまった。どうすればいいですか？



GビズIDアプリをインストールしたスマートフォンを機種変更したい/すでに機種変更しました。どうすればいいですか？



～～～ 以下省略 ～～～

報告の流れ

経営情報の報告の流れ

経営情報の報告の流れは以下のとおりです。

報告手順

1. 本システムへのログイン

- GビズIDを使用して本システムでログインします。

2. メニューから経営情報データ登録を選択

- メニュー画面から、「経営情報データ登録」を選択します。

3. 損益計算書等データ登録

- 収益・費用等のデータを登録します。
- システム上での直接入力とファイル取込のいずれかでデータが登録できます。

4. 届出対象事業所データ登録

- 届出対象とした事業所を登録します。
- システム上での直接入力とファイル取込のいずれかでデータが登録できます。

5. 事業所連絡先登録

- 「4. 届出対象事業所データ登録」で登録した事業所の連絡先を登録します。
- 画面入力でデータが登録できます。

6. 追加情報登録

- 3～5に加えて、報告に関連する追加情報を登録します。
- システム上での直接入力でのデータが登録できます。

7. 登録内容確認

- 3～6で入力した登録内容を確認して、届出内容を確定します。

8. 届出完了

経営情報の登録方法パターン

- 収益・費用等のデータや、事業所情報のデータは、システム上での直接入力による登録方法に加えて、お使いの会計ソフトウェアから出力したファイルをアップロードする方法での登録も可能です。この方法を活用する場合、システム上での直接入力に比べて短時間での登録が可能です。
- システム上での直接入力とファイル登録の組合せは、以下の3パターンです。各事業者がご利用の会計ソフトウェアの機能に合わせて選択ください。

※お使いの会計ソフトウェアから登録用のファイル出力する機能が搭載されているかは、ソフトウェア業者へご確認ください。



報告内容の確認・修正
登録したアカウント情報の修正

操作手順（28／29）

本システムでは、以下のようなことも実施可能です。詳細は操作マニュアルをご参照ください。

実施したい内容(例)	操作マニュアルの参照箇所
報告した内容を修正したい。	操作マニュアルの4.4.『経営情報データを再届出する』
過去に報告した内容を確認したい。	操作マニュアルの4章『届出履歴を確認する』
登録したアカウント情報を修正したい。	操作マニュアルの2.4.『ユーザ情報の変更を行う』

操作マニュアルは以下に掲載されてます。

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

(2)事業者の皆様向け情報

○介護サービス事業者経営情報データベースシステムの操作方法についてのマニュアル等

問合わせ先

お問い合わせにあたってのお願い

多くの利用者からの質問に対して適切に対応するために、**お問い合わせ前に以下のお問い合わせ支援コンテンツ、Q&A、HP等をご確認いただくようご協力のほど、お願いします。**

- ・ 問い合わせ支援コンテンツ

（資料6） ←どのマニュアルを見るべきか知りたい方はこちら

- ・ 介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A

（資料7） ←よくある質問はこちら

- システムに関する照会

- 【ヘルプデスク問い合わせ先】

登録時のエラーやシステムの不具合等システムに関するお問い合わせは、以下のメールアドレスより、ヘルプデスクまで送付いただきますようお願いいたします。

helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

- GビズIDに関する照会

- 【GビズID窓口問い合わせ先】

以下のURLからご質問ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- 制度に関する照会

- 【医療福祉推進課問い合わせ先】

マニュアル等をご確認の上、**制度等**に関するどうしてもご不明な点は、下記アドレスおよび送信内容にて送付いただきますようお願いいたします。

joho-kaigo@pref.shiga.lg.jp

送信内容
①事業所名
②事業所番号
③サービス種別
④担当者名
⑤連絡先電話番号
⑥質問内容

関係HP案内

関係HP

「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等」に関する通知、事務連絡や説明会資料等は、厚生労働省サイトに随時掲載されます。

集団指導で使用した資料等は、滋賀県HPに掲載しますのでご活用ください。